

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年3月4日	株式会社関西ミクニランテック(法人番号4120101043808)代表者三國善広	大阪府和泉市テクノステージ3丁目9番11	本社	大阪府和泉市テクノステージ3丁目9番11	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年6月22日及び同年6月30日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	1	1
令和6年3月4日	近畿エクスプレス株式会社(法人番号9140001007030)代表者小見山 利夫	兵庫県神戸市中央区港島7丁目14番地1号	稲美	兵庫県加古郡稲美町六分一1354番地3-3	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年8月4日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「コンテナの落下防止措置未実施」(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条)	2	2
令和6年3月5日	大西組運輸有限公司(法人番号6140002028549)代表者大西 範行	兵庫県明石市大久保町江井島270-9	二見	兵庫県明石市二見町南二見19-3	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年7月27日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年3月7日	株式会社近興(法人番号3120901000661)代表者武林哲司	大阪府摂津市東別府3-3-6	本社	大阪府摂津市東別府3-3-6	輸送施設の使用停止処分(100日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年7月27日及び同年8月3日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	46	10
令和6年3月8日	株式会社サカイ引越センター(法人番号6120101002720)代表者田島 哲康	大阪府堺市堺区石津北町56	松原支社	大阪府松原市上田6丁目5-9	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和6年3月12日	沼田 健二	奈良県生駒郡斑鳩町龍田南3丁目2番18号	本社	奈良県生駒郡斑鳩町龍田南3丁目2番18号	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和5年7月31日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3第2項、道路運送車両法第49条)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)(5)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)(7)業務の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	3	3
令和6年3月13日	関西低温株式会社(法人番号1150001000504)代表者尾上 勉	奈良県大和郡山市発志院町156番地	本社	奈良県大和郡山市上三橋町158番	文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和5年12月14日及び令和6年1月10日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	0	0
令和6年3月14日	株式会社YOUSAKA(法人番号7150001011702)代表者柿本 成也	奈良県磯城郡田原本町黒田449番地の5	本社	奈良県磯城郡三宅町伴堂420番地	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年1月18日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年3月15日	株式会社ヴァンズネットワーク(法人番号3122001009055)代表者根来明光	大阪府大東市新田旭町1番1号	奈良	奈良県奈良市北之庄西町1丁目4番1	輸送施設の使用停止処分(90日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和5年6月23日及び同年9月25日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	9	9
令和6年3月22日	旭陸運倉庫株式会社(法人番号8140001076571)代表者清水 勝典	兵庫県小野市万勝寺町378-7	姫路	兵庫県姫路市飾磨区構1073-12	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年8月8日及び同年8月28日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	4	2
令和6年3月27日	株式会社トーチ自動車運輸(法人番号2140001103785)代表者東地 裕	兵庫県神戸市中央区港島3丁目4番	本社	兵庫県神戸市中央区港島3丁目4番	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年2月14日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反内容が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年3月28日	株式会社阿久根運輸(法人番号9150001016427)代表者根比 利昭	奈良県葛城市南道穂172番地1	本社	奈良県葛城市南道穂172番地1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年6月20日及び同年7月14日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)(5)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	6	6
令和6年3月28日	株式会社大晃運送(法人番号1130001036062)代表者三木 昇	京都府亀岡市河原林町河原尻穴虫10-1	本社	京都府亀岡市千代川町今津一丁目1番15号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年2月16日労働局からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	0	0